

## 亀山市工場立地法市準則条例の制定について

工場立地法は、工場の立地が周辺地域の生活環境との調和を図りながら適正に行われることを目的に、特定工場が設置すべき緑地及び環境施設について定めているものです。

本市においては、市内企業の既存敷地内での投資促進及び市外流出防止を図るため、工場立地に関する準則で定められている緑地面積率及び環境施設面積率について、条例を制定することで、次のとおり緩和します。

なお、県内においては、6市町が準則条例を定めて、緑地面積率等を緩和しています。

### 【現行】

対 象	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域の既存工場 (昭和49年6月28日以前に設置された工場)	15%以上	20%以上
新設工場及び上記以外の地域に存する既存工場	20%以上	25%以上

※既存工場については、法準則及び地域準則において、上記の基準を満たしていない場合の経過措置として、生産施設の増設・建替えの際に逐次、緑地を確保することとされています。



### 【緩和後】

対 象	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域	<u>10%以上</u>	<u>15%以上</u>
上記以外の地域	20%以上	25%以上

※既存工場については、現行と同様に、本条例において、上記の基準を満たしていない場合の経過措置として、生産施設の増設・建替えの際に逐次、緑地を確保することとします。

【準則条例を定めている県内市町の状況】

市 町 名	対 象	緑地面積率	環境施設面積率
四日市市	工業地域、工業専用地域	10%以上	15%以上
松阪市	工業地域、工業専用地域	5%以上	10%以上
	準工業地域	10%以上	15%以上
伊勢市	工業地域、工業専用地域	5%以上	10%以上
	準工業地域	10%以上	15%以上
	第二種田園・集落地区、幹線道路沿道流通・業務地区	10%以上	15%以上
木曾岬町	工業地域、木曾岬干拓北部地区	5%以上	10%以上
度会町	全域	5%以上	10%以上
明和町	全域	5%以上	10%以上